

～まずご確認ください～

1. 補助対象者に該当していますか？

① 小規模事業者に該当していますか？

小規模事業者であるかどうかは、業種と従業員数で判断します。

(表1)

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)	常時使用する従業員数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員数 20人以下

Q 常時使用する従業員とは

従業員のうち以下に該当しない従業員

(a) 会社役員

(b) 個人事業主本人および同居の親族従業員

(c) 育児、介護、傷病休暇中、および休職中の社員

(d) 以下のいずれかの条件に該当するパートタイム労働者

(d-1) 日雇い、2か月以内の期間雇用労働者(季節業務の場合4ヶ月以内)

(d-2) 1日、1週間、1か月の所定労働時間が通常の従業員の4分の3以下

2. 申請枠はどれにしますか？

小規模事業者持続化補助金には以下の5つの枠が用意されております。

申請時にいずれか1つ活用する枠を選択する必要があります。

(表2)

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠
補助上限	50万円	200万円			
補助率	2/3	2/3※	2/3	2/3	2/3

※赤字事業者の場合は3/4

○各特別枠の申請要件

(1)賃金引上げ枠

補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金より+30円以上であること。(すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より+30円以上とする必要がありません。)

(2)卒業枠

補助事業の終了時点において、常時使用する従業員の数が小規模事業者として定義する従業員数を超えていること。

(3)後継者支援枠

申請時において、「アトツギ甲子園」のファイナリスト及び準ファイナリストになった事業者であること。

(4)創業枠

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者であること。

☆特別枠で申請するには上記にあるような要件を満たす必要があります。

自社の経営状況を鑑み申請枠の選択をしてください。

○インボイス特例

2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録(インボイス登録)を受けた事業者は本特例を使用することで、(表2)の補助上限額に50万円プラスされます。

3. 電子申請の準備はお済ですか？

本事業の申請に関しては原則補助金申請システム(名称：J グランツ)を利用します。郵送での申請も可能ですが審査の際に減点対象となります。

J グランツの利用にはG ビス ID プライムアカウントを取得する必要があります。アカウントの取得には数週間程度を要しますので早めに手続きを行ってください。

G ビス ID プライムアカウントの取得は以下の URL から行ってください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

4. 締切日に注意してください

第 13 回小規模事業者持続化補助金の締め切りは以下になります。

2023 年 9 月 7 日 (木) [郵送：当日消印有効 電子申請：～23：59]

注意

小規模事業者持続化補助金の申請には、管轄の商工会より事業支援計画書(様式4)の発行を受ける必要があります。

事業支援計画書(様式4)の発行受付締め切りは以下になります。

原則 2023 年 8 月 31 日 (木)

事業支援計画書(様式4)の発行には、「経営計画書」や「事業計画書」を商工会に提出する必要があります。事前予約が必要な場合もあるのでスケジュールには十分注意してください。